

令和7年9月30日

**業務の総合評価落札方式に係る評価基準等の一部見直しについて
(令和7年10月版)(お知らせ)**

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港業務の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、令和7年10月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別業務に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

品質確保室長

イシバシ トオル
石橋 透 (内線410)

品質確保室課長補佐

ミスミ シゲヨシ
三角 重敬 (内線411)

**業務の総合評価落札方式等に係る
評価基準等の一部見直しについて
(令和7年10月版)**

令和7年10月1日以降の公告案件より適用する。

**令和7年 9月30日
九州地方整備局 港湾空港部**

1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価【新規】

ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業に対して、加点評価。

見直しの 内容



1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価【新規】

- ◆ 業務の総合評価落札方式及びプロポーザル方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業の入札参加者を、入札段階又は特定段階で加点評価。

【評価基準】

評価	評価基準	加算点
A	次に示すいずれかの認定を受けている ・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※ 1 ・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）※ 2 ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※ 3	0.5点
—	・ 該当なし	0.0点

- ※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。）をいう。
- ※ 2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
なお、くるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準、平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準、平成29年3月31日までの基準のいずれも対象。トライくるみんにおいては、令和7年4月1日以降の基準、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準のいずれも対象。
- ※ 3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

1. ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対する評価【新規】

【総合評価落札方式における加点評価（入札段階）】

総合評価落札方式	技術評価の配点合計 (賃上げ表明企業、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の加点を除く)	賃上げ表明 企業の加点	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業の加点	技術評価の配点合計	賃上げ 減点
測量・調査	100	6	0.5	106.5	7
建設コンサルタント等業務					

【プロポーザル方式における加点評価（特定段階）】

プロポーザル方式	技術評価の配点合計 (賃上げ表明企業、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の加点を除く)	ワーク・ライフ・バランス等を 推進する企業の加点	技術評価の配点合計
測量・調査	100	0.5	100.5
建設コンサルタント等業務			